

エリートスカイ日本語学校 日本語教育課程等実施規則（学則）

第1章 総則

第1条（機関の理念と目的）

【理念：世の中に貢献できる人間力の育成】

当校は、留学生一人ひとりが自身の夢とビジョンを持ち、世界中に良き影響を与える人材へと成長できるよう全力で支援する。言語能力の向上に留まらず、社会の課題に直接向き合い、解決策を見出す力を身につけることにも焦点を当てることで、実社会で価値を生み出す能力を学生たちが身につけることを目指す。

【目的】

本校の理念のもと、日本語教育を通じて、留学生が進学して専門的な技術と知識を習得し、将来的に日本社会の介護福祉問題などの社会課題に貢献できるような人材を育成することを目的とする。

（機関の名称）

第2条 本校は、エリートスカイ日本語学校と称する。

（主たる事務所の所在地）

第3条 本校の主たる事務所は、千葉県富里市日吉台三丁目35番地4に置く。

（日本語教育課程、修業期間、収容定員等）

第4条 本校には、留学のための課程として専門学校進学2年課程、専門学校進学1年6か月課程を置く。本校の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	日本語教育課程	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	専門学校進学2年課程	2年0か月	40名	2クラス	4月生 40名
	小計		40名	2クラス	4月生 40名
第2部	専門学校進学2年課程	2年0か月	20名	1クラス	4月生 20名
	専門学校進学1年6か月課程	1年6か月	20名	1クラス	10月生 20名
	小計		40名	2クラス	4月生 20名 10月生 20名
計			80名	4クラス	

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（実施期間）

第5条 日本語教育課程の評価等を実施する期間は、下記の通りとする。

専門学校進学2年課程は、4月から始まり、翌々年の3月までとする。

専門学校進学1年6か月課程は、10月から始まり、翌々年の3月までとする。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) I期 4月1日から6月30日まで
- (2) II期 7月1日から9月30日まで
- (3) III期 10月1日から12月31日まで
- (4) IV期 1月1日から3月31日まで

(授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2. 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- (3) 長期休業期間
 - 1) 春季休業(3月下旬から4月上旬の約3週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 2) ゴールデンウィーク(4月下旬から5月上旬)
 - 3) 夏季休業(6月下旬から7月上旬の約2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 4) 夏休み(8月のお盆前後の約10日間)
 - 5) 秋季休業(9月下旬から10月上旬の約2週間、終始日は各年度前に決める。)
 - 6) 冬季休業(12月下旬から1月上旬の約2週間、終始日は各年度前に決める。)

3. 第2項に定める休業日のほか、非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は校長が定め、次の通りを行う。

- (1) 第1部 午前9時00分～午後0時20分
- (2) 第2部 午後1時20分～午後4時40分

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第8条 本校には、以下の表の項の第一欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル及び授業時数はそれぞれ第二欄から第六欄までに掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	レベル (参照枠の尺度)	単位時間数 (1単位時間=45分)
専門学校進学2年課程	2年	B2	60人	初級(A1)	195単位時間
				初中級I(A2)	200単位時間
				初中級II(A2)	197単位時間
				中級I(B1)	198単位時間
				中級II(B1)	195単位時間

				中級Ⅲ（B 1）	200 単位時間
				上級Ⅰ（B 2）	197 単位時間
				上級Ⅱ（B 2）	198 単位時間
専門学校進学 1 年 6 か月課程	1 年 6 か月	B 2	20 人	初中級Ⅱ（A 2）	195 単位時間
				中級Ⅰ（B 1）	198 単位時間
				中級Ⅱ（B 1）	197 単位時間
				中級Ⅲ（B 1）	200 単位時間
				上級Ⅰ（B 2）	195 単位時間
				上級Ⅱ（B 2）	198 単位時間

※入学式、卒業式、健康診断も含めると各学期の登校必須時間は全て 200 単位時間となる

2. 日本語教育課程の科目は両課程とも、総合日本語、自律学習とし、日本語能力試験の実施時期に合わせて JLPT 対策の授業を行う。

（教育の提供方法）

第 9 条 本校は、学生の要望に適切に対応するため、学生の目的及び目標に応じ、当該学生が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供することを基本とする。この場合において、学生が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2. 課程の収容定員数は、前条の表の第四欄に掲げる収容定員数の内数とする。

（クラス編成）

第 10 条 クラスは、同時期に同一のレベルを受講する受講者を、20 名以下ごとに分けて編成する。

第 4 章 学習の評価、課程修了の認定

（学習の評価および進級）

第 11 条 学習の評価は、総合日本語の各項目〔文字語彙、文法、聞く、話す（やりとり）、話す（発表）、読む、書く〕について、試験成績、及び、平常点をもって決定し、A、B、C、D、E の 5 段階で表される。90 点～100 点が A、80 点～89 点が B、70 点～79 点が C、60 点～69 点が D、60 点未満および未受験を E とする。JLPT 対策と自律学習については、ルーブリックを活用するなどした自己評価を行うが、学習相談や進学指導、推薦書作成の参考などにとどめ、5 段階で表すことはしない。進級については、総合日本語のすべての項目において評価が D 以上であることとする。D 評価の場合、補習を受講すること。E 評価の場合、補習を受講後追試を受けて合格することとする。合格した場合、成績は D とする。

（修了等）

第 12 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 11 条に定める学習の評価を行い、全体出席率が 80%以上、且つ、すべての評価が D 以上である者に対して当該課程の修了を認定する。

2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第13条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 4名以上(うち、本務等教員2名以上)
- (4) 生活指導担当者 2名以上(うち、本務等教員2名以上)
- (5) 事務職員 1名以上

2. 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(校長)

第14条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第15条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第16条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2. 教員会議は校長が主宰する。

第6章 在籍等

(入学資格)

第17条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者
- (4) 本校において、その定めた期間、修学する意思がある者
- (5) それぞれの入学時期に応じた日本語能力を有する者

・ 専門学校進学2年課程：日本語学習150時間以上の履修歴もしくは日本語能力試験N5相当の日本語能力を有し、且つ、当校の日本語能力口頭審査において、本課程を学習するために必要な日本語能力を有すると判断された者。

・ 専門学校進学1年6か月課程：日本語能力試験N4相当の日本語能力を有し、且つ、当校の日本語能力口頭審査において、本課程を学習するために必要な日本語能力を有すると判断された者。

(在籍)

第18条 本校に在籍できる者は、我が国へ留学し、進学することを目指す外国人等で、第17条に定める入学資格を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第19条 在籍の開始時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第20条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとするものは、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 在留資格認定証明書の交付の連絡を受け、且つ本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める学生納付金初年度の(2)～(6)及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・退学)

第21条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長に許可を得て復学することができる。

3. 転校・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

4. 休学又は退学する者は、校長の許可を受ける手続を可及的速やかに行わなければならない。

(変更の届出)

第22条 何らかの理由で、本校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、アルバイト先などに変更があった場合は、可及的速やかに届け出なければならない。また住所変更は14日以内に、居住地の市区町村役所・役場、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

第7章 学生納付金等

(学生納付金等)

第23条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

・初年度（各課程共通）

(1) 入学検定料	20,000 円
(2) 入学金	50,000 円
(3) 授業料	600,000 円
(4) 教材費	30,000 円
(5) 設備費	10,000 円
(6) 課外活動費	10,000 円
計	720,000 円

上記(1)～(6)の費用それぞれに消費税が加算される。

・次年度（専門学校進学2年課程）

(1) 授業料	600,000 円
(2) 教材費	30,000 円
(3) 設備費	10,000 円
(4) 課外活動費	10,000 円
計	650,000 円

上記(1)～(4)の費用それぞれに消費税が加算される。

・次年度（専門学校進学1年6か月課程）

(1) 授業料	300,000 円
(2) 教材費	15,000 円
(3) 設備費	5,000 円
(4) 課外活動費	5,000 円

計 325,000 円

上記(1)～(4)の費用それぞれに消費税が加算される。

2. 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
4. 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(学生納付金の返還)

第24条 既に納入した学生納付金は、返金規程に基づき返金するものとする。

第8章 賞罰

(賞罰)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

2. 賞罰は、賞罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。

(懲戒処分)

第26条 学生が、この学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種とする。
3. 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うものとする。
 - (1) 日本国の法律に違反した者
 - (2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
 - (3) 出入国管理及び難民認定法に違反し行政から処分を受けた者
 - (4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (5) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (6) 正当な理由がなく、出席が常ではない者
具体的な内容は、学生管理及び懲戒に関する内規で校長が別に定める。
 - (7) 本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
具体的な内容は、学生管理及び懲戒に関する内規で校長が別に定める。
 - (8) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者
 - (9) 正当な理由なく、且つ、所定の手続を行わずに、授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合

第9章 雑則

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回医療機関において定期的実施する。

(細則)

第28条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。